

# 平成26年度 舞鶴市育英資金について

舞鶴市では、学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校（後期課程に限る。）・特別支援学校の高等部・高等専門学校（専攻科含む。）・大学・短期大学（職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校及び短期大学校を含む。）及び専修学校に在学し、かつ、経済的理由により修学困難な人に対して修学に必要な学資金（以下「育英資金」という。）を支給し、もって有用な人材を育成していきます。

## 【申込みの条件】

上記の学校に進学し、人物に優れ、向学心にあふれ、経済的理由により修学が困難な人。（ただし、交付申請書を提出する日の六箇月前から引き続き舞鶴市に住所を有する方の子弟であること。）

## 【経済的要件】

- 修学支援金                      市町村民税非課税世帯（京都府高等学校奨学金の受給世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯で母子・父子・児童・身体障害者・長期療養者世帯）を除く。）
- 奨学金                              市町村民税非課税世帯で母子・父子・児童・身体障害者・長期療養者世帯（を除く。）
  
- 通学費補助金                      低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）
  
- 入学支度金（新一年生のみ）
  - 〔高等学校等                      市町村民税非課税世帯（京都府高等学校奨学金の受給世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯で母子・父子・児童・身体障害者・長期療養者世帯）を除く。）
  - 〔大学・専修学校等              低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）

### ※ 低所得世帯の所得基準

（単位：千円）

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
2, 445	2, 973	3, 366	3, 689	4, 180	4, 594	5, 008

世帯の所得＝父＋母＋家計の主宰者

## 【育英資金の種類と支給額】

- 修学支援金（国の公立高校無償化及び私立高校修学支援金支給対象の高等学校等）

〔高等学校等での修学に必要な学用品等〕

国公立	高等学校・中等教育学校後期課程（通信制を除く。）・特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）及び高等専門学校（1年～3年）	月額	5, 000円
私立	全日制	月額	5, 000円
	定時制	月額	5, 000円
通信制		月額	5, 000円

- 奨学金（京都府内の高等専門学校及び私立高等学校の5年課程のうち4・5年）

〔高等学校等での修学に必要な経費〕

高等専門学校	4・5年	月額	16, 000円
私立	4・5年	月額	33, 000円

※国の支援金の対象外の学年

○ 奨学金（京都府外の私立高等学校）

【高等学校等での修学に必要な経費】

私 立	全日制	月額 23,100円以内
	定時制	月額 14,100円以内

※国の支援金等との併給調整を行います。

○ 通学費補助金（高等学校等）

高等学校等で通学に必要な経費【高等学校・高等専門学校（専攻科を除く。）・中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部】	通学定期運賃（通信制の場合は所要額）、スクールバス経費の1/2以内
低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）	

○ 入学支度金（高等学校・大学・専修学校等）

高等学校等（特別支援学校の高等部専攻科を除く。）への入学に必要な経費 京都府高等学校奨学金の受給世帯を除く。	国公立（通信制を除く。）		63,000円
	私 立	全日制	178,000円
		定時制	137,000円
	通信制		45,000円
大学、短期大学、高等専門学校専攻科への入学に必要な経費 （職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校及び短期大学校を含む。）	国 公 立	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の適用を受ける被保護世帯、市町村民税非課税世帯	100,000円
		低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）	50,000円
	私 立	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の適用を受ける被保護世帯、市町村民税非課税世帯	200,000円
		低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）	100,000円
専修学校への入学に必要な経費	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の適用を受ける被保護世帯、市町村民税非課税世帯		100,000円
	低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）		50,000円

【育英資金の申請手続き】

支給を受けようとする方は、市役所（西支所庶務係、加佐分室）、各中学校・高等学校に備え付けてある申請書類を受け取り、必要事項を記入・押印の上、4月以降に在学証明書等添付書類を添えて舞鶴市教育委員会学校教育課へ提出して下さい。

※ 添付書類は、在学証明書、市町村民税非課税証明書・課税証明書又は生活保護受給証明書等

【申請書類の提出期限】

第1次 4月21日、 第2次 5月20日、 第3次 6月30日

〒625-8555

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市教育委員会学校教育課（☎66-1072）